（外国人施策推進室及び政策調整官）

**第二十八条**　政策課に、外国人施策推進室及び政策調整官一人を置く。

2　外国人施策推進室は、法務省設置法第二十八条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3　外国人施策推進室に、室長を置く。

4　政策調整官は、命を受けて、政策課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整に関する事務をつかさどる。

（難民認定室）

**第二十九条**　出入国管理課に、難民認定室を置く。

2　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　一時庇護のための上陸の許可に関すること。

二　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による在留の許可、同条第五項の規定による許可の取消し並びに同法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。

三　難民旅行証明書に関すること。

四　難民の認定に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。

3　難民認定室に、室長を置く。

（警備調整官）

**第三十条**　警備課に、警備調整官一人を置く。

2　警備調整官は、命を受けて、警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整に関する事務をつかさどる。

（在留管理業務室及び在留審査調整官）

**第三十一条**　在留管理課に、在留管理業務室及び在留審査調整官一人を置く。

2　在留管理業務室は、外国人の中長期の在留の管理に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　在留管理業務室に、室長を置く。

4　在留審査調整官は、命を受けて、在留管理課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整に関する事務をつかさどる。

**第二款**　施設等機関

（入国者収容所）

**第三十二条**　入国者収容所については、入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の定めるところによる。

**第三款**　地方支分部局

（地方出入国在留管理局）

**第三十三条**　地方出入国在留管理局については、地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の定めるところによる。

**第二節**　公安調査庁

**第三十四条**　［略］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［款を加える。］

［条を加える。］

［款を加える。］

［条を加える。］

［節を加える。］

**第三十三条**　［同上］